



# 島 根 県 報

平成21年 8 月 18 日 (火)

号外 第 144 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出の金額の制限額	2
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数	2

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第47号**

平成21年 8 月 30 日 行 っ た 衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 に お け る 公 職 選 挙 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 100 号 ) 第 194 条 の 規 定 に よ る 選 挙 運 動 に 関 す る 支 出 の 金 額 の 制 限 額 は 、 次 の と お り で あ る 。

平成21年 8 月 18 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県第一区 制限額 25,547,700円

島根県第二区 制限額 23,810,200円

**島根県選挙管理委員会告示第48号**

地方自治法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 74 条 第 1 項 、 第 75 条 第 1 項 、 第 76 条 第 1 項 、 第 80 条 第 1 項 、 第 81 条 第 1 項 及 び 第 86 条 第 1 項 並 び に 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 ( 昭 和 31 年 法 律 第 162 号 ) 第 8 条 第 1 項 に 規 定 す る 選 挙 権 を 有 す る 者 の 総 数 の 50 分 の 1 の 数 又 は 3 分 の 1 の 数 ( そ の 総 数 が 40 万 を 超 え る 場 合 に あ っ て は 、 そ の 超 え る 数 に 6 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と 40 万 に 3 分 の 1 を 乗 じ て 得 た 数 と を 合 算 し て 得 た 数 ) は 次 の と お り で あ る 。

平成21年 8 月 18 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,944
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 166,198
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
 

八束選挙区	3,794
仁多選挙区	4,239
簸川選挙区	7,460
邑智選挙区	6,319
鹿足選挙区	4,552
隠岐選挙区	6,323
松江選挙区	52,135
浜田選挙区	16,667
出雲選挙区	39,324
益田選挙区	14,126
大田選挙区	11,126
安来選挙区	11,900
江津選挙区	7,280
雲南・飯石選挙区	13,822
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合

算して得た数)

166,198